答　申　第　２　号

平成２７年７月２４日

芦屋市長　山　中　　健　様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長　芝　池　義　一

「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定について（答申）

平成２７年６月２２日付け芦企情第２７１号による諮問について，下記のとおり答申します。

記

１　諮問内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）は，国民一人ひとりに個人番号を付番し，社会保障，税，災害対策の分野において活用することにより，行政を効率化し，国民の利便性を高め，公平公正な社会の実現を図ることを目的としている。

番号法では，個人番号が利用できる事務については別表第一において，特定個人情報の提供については別表第二において，それぞれ限定的に規定している。

それに加えて福祉・保健若しくは医療その他の社会保障，地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であれば，各地方公共団体が条例を定めることにより，個人番号を利用することができることとなっている。これが独自利用事務と呼ばれるもので，番号法第９条第２項で規定されている。

そこで，番号法の趣旨に基づき，この独自利用事務について，「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番

号の利用に関する条例」を制定するに当たって，以下の点について規定することについて，意見を求められたものである。

(1)　同一機関内での番号法別表第二に規定する特定個人情報の庁内連携について

特定個人情報の提供を行うことができる事務や情報については，番号法別表第二において限定列挙されている。しかし，同表で規定されているのは他機関との間で情報を連携する場合であり，庁内の同一機関内で連携を行う場合は，番号法第９条第２項に規定する特定個人情報の独自利用に当たると解されている。

したがって，芦屋市においては，他機関との間で連携する場合と同様に，庁内の同一機関内で番号法別表第二に記載されている事務について情報連携を行うため，条例に規定する必要がある。

なお，これに関しては，平成２６年１０月２４日付け府番第５５号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官通知により，全市区町村において条例を制定する必要があるものとして通知されている。

(2)　番号法別表第二に規定する以外の特定個人情報の庁内連携について

上記(1)とは異なり，番号法別表第二に掲げられていない特定個人情報の連携についても，番号法第９条第２項の規定により，条例に規定すれば本市で保有する特定個人情報を他の事務でも利用できるとされている。

芦屋市では，ア．番号法別表第二に記載されていない連携であること，イ．現状庁内連携を行っているものであること，ウ．連携を廃止することにより申告又は申請時に添付書類が増える等，番号法の趣旨である「利便性の向上」に反するおそれのあるものの三つの方針を定め，これに該当する事務を独自連携として条例に規定することとし，調査した結果，以下の表の事務について，条例に規定することを予定している。

照会者	市長(課税課)
利用事務	個人市県民税賦課事務
連携する情報	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料

想定される利用方法	○「市県民税申告書」を対象者に送付する際に，あらかじめ対象者が前年中に支払った上記保険料の金額を「市県民税申告書」に参考情報として印字する。 ○賦課事務において，社会保険料控除額の確認に利用する。

２　答申内容

上記１の（１）については，番号法の趣旨に沿ったものとして，内閣府の通知も示されていることから，条例の制定は妥当であると認められる。また，１の（２）についても，独自利用として規定する事務について，上記アからウの方針に照らし，利用事務として個人市県民税賦課事務を掲げ，連携する情報として国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料を挙げていることは適切であり，条例の制定は妥当であると認められる。

審査会の経過

年　　月　　日	処　理　内　容
平成２７年　６月２２日	諮問書の受理
平成２７年　６月２５日	諮問実施機関から意見聴取 第１回審議
平成２７年　７月２４日	第２回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏　名	役　職　名	備　考
芝池　義一	関西大学大学院法務研究科教授	会　長
武田　雄三	弁護士	職務代理
伊藤　明子	弁護士	
岩本　洋子	弁護士	
大久保　規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月　一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	